

各 位

会社名 株式会社 ニーズウェル  
 代表者名 代表取締役社長 船津 浩三  
 (コード番号:3992 東証プライム市場)  
 問合せ先 取締役 常務執行役員 田畑 更二  
 (TEL.03-6265-6763)

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 処分の概要

(1)	処分期日	2024年2月15日
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 165,451株 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象取締役4名に対し、役員賞与の一部として月額報酬の1ヶ月分を譲渡制限付株式報酬として支給</li> <li>・対象従業員522名へそれぞれ300株を付与</li> </ul>
(3)	処分価格	1株につき723円
(4)	処分価額の総額	119,621,073円
(5)	割当予定先	当社の取締役（社外取締役を除く） 4名 8,851株 当社の従業員 522名 156,600株
(6)	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年11月24日付の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、対象取締役が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入することを決議しております。

また、2022年12月23日開催の第36期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下、「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に對して、年額50百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。併せて、本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年160,000株以内（なお、当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、発行又は処分される当社の普通株式の総数を、年80,000株以内から年160,000株以内に調整しております。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は、2023年10月17日付の「従業員に対する譲渡制限付株式制度の導入に関するお知らせ」

のとおり、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、高事業成長の中期経営計画を達成し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従業員（以下、「対象従業員」といいます。）に対しての譲渡制限付株式制度（以下、取締役を対象とした譲渡制限付株式制度と併せて「本制度」といいます。）を導入しております。

当社は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役及び対象従業員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役及び対象従業員における更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計 119,621,073 円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式合計 165,451 株を付与することといたしました。また、対象取締役及び対象従業員が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、株主の皆様との価値共有等を進めるといふ本制度の導入目的に鑑みまして、今回につきましては、譲渡制限期間について対象取締役は、当社取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までとし、対象従業員は 5 年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 4 名と対象従業員 522 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について割当を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役及び対象従業員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

### 3. 割当契約の概要

当社と対象取締役及び対象従業員は個別に本割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本処分期日から当社取締役の地位を退任するまでの間、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

また、対象従業員は、本処分期日から 2029 年 2 月 14 日までの間（以下、対象取締役の譲渡制限期間と合わせて「従業員の本譲渡制限期間」といいます。）とし、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### (2) 譲渡制限の解除

対象取締役が本割当株式の処分期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本割当株式の処分期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合、対象取締役が保有する本割当株式のうち処分期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任した日を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、計算の結果、1 を超える場合は、1 とします。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。対象従業員が本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本譲渡制限を解除いたします。

#### (3) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間の満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償取得します。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理いたします。

(5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して、当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果1を超える場合は、1とする。）に、組織再編等承認日において対象従業員が保有する本割当株式の数を乗じた数（但し、計算の結果1株未満の端株が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。また、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式がある場合には、当然に無償で取得いたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年1月19日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である723円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上